

88	建設局	土砂災害対策の推進																			
事業概要	<p>「人命の保護」を最優先に、災害対応能力の向上・充実のための総合的な土砂災害対策として、ソフト対策とハード対策が一体となった事業を実施している。ソフト対策は、住民に対して土砂災害警戒区域等の指定による危険な箇所の周知や避難の指標となる土砂災害警戒情報の発表を行っている。またハード対策は、緊急性の高い箇所から順次、砂防堰堤やがけ崩れ防止施設等を整備している。</p>																				
これまでの経過	<p>1. ソフト対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年4月 土砂災害防止法施行</li> <li>・平成15年度 土砂災害警戒区域指定に必要な基礎調査を開始</li> <li>・平成17年度 青梅市成木地区78箇所を、都内初の土砂災害警戒区域に指定</li> <li>・平成31年3月 島しょ部の土砂災害警戒区域等の指定完了</li> <li>・令和元年9月26日 都内全域の土砂災害警戒区域等の指定が完了（一巡目）</li> </ul> <p>2. ハード対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>根拠法（施行年）</th> <th>対策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石流対策</td> <td>砂防法 (明治30年施行)</td> <td>砂防指定地の指定 砂防堰堤、流路工等の整備</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ対策</td> <td>急傾斜地崩壊防止法 (昭和44年施行)</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域の指定 擁壁、排水施設、法枠工等の整備</td> </tr> <tr> <td>地すべり対策</td> <td>地すべり等防止法 (昭和33年施行)</td> <td>地すべり防止区域の指定 抑止杭、排水施設等の整備</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	根拠法（施行年）	対策の内容	土石流対策	砂防法 (明治30年施行)	砂防指定地の指定 砂防堰堤、流路工等の整備	がけ崩れ対策	急傾斜地崩壊防止法 (昭和44年施行)	急傾斜地崩壊危険区域の指定 擁壁、排水施設、法枠工等の整備	地すべり対策	地すべり等防止法 (昭和33年施行)	地すべり防止区域の指定 抑止杭、排水施設等の整備						
事業名	根拠法（施行年）	対策の内容																			
土石流対策	砂防法 (明治30年施行)	砂防指定地の指定 砂防堰堤、流路工等の整備																			
がけ崩れ対策	急傾斜地崩壊防止法 (昭和44年施行)	急傾斜地崩壊危険区域の指定 擁壁、排水施設、法枠工等の整備																			
地すべり対策	地すべり等防止法 (昭和33年施行)	地すべり防止区域の指定 抑止杭、排水施設等の整備																			
現在の進行状況	<p>・土砂災害警戒区域等の指定状況（都内全域：令和3年9月末時点）</p> <table border="1"> <tr> <td>ソ フ ト</td> <td>土砂災害警戒区域指定</td> <td>15,491箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土砂災害特別警戒区域指定</td> <td>13,645箇所</td> </tr> </table> <p>・砂防関係ハード対策の実施状況（都内全域）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>令和2年度まで実施</th> <th>令和3年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防事業</td> <td>砂防指定 193渓流 (うち概成 116渓流)</td> <td>・事業箇所 54渓流 (うち概成 1渓流)</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊防止対策事業地</td> <td>区域指定 63地区 (うち概成 52地区)</td> <td>・事業箇所 16地区 (うち概成 1地区)</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止対策事業</td> <td>区域指定 13地区 (うち概成 13地区)</td> <td>・事業箇所 0地区 (うち概成 0地区)</td> </tr> </tbody> </table>			ソ フ ト	土砂災害警戒区域指定	15,491箇所		土砂災害特別警戒区域指定	13,645箇所	事業名	令和2年度まで実施	令和3年度見込	砂防事業	砂防指定 193渓流 (うち概成 116渓流)	・事業箇所 54渓流 (うち概成 1渓流)	急傾斜地崩壊防止対策事業地	区域指定 63地区 (うち概成 52地区)	・事業箇所 16地区 (うち概成 1地区)	地すべり防止対策事業	区域指定 13地区 (うち概成 13地区)	・事業箇所 0地区 (うち概成 0地区)
ソ フ ト	土砂災害警戒区域指定	15,491箇所																			
	土砂災害特別警戒区域指定	13,645箇所																			
事業名	令和2年度まで実施	令和3年度見込																			
砂防事業	砂防指定 193渓流 (うち概成 116渓流)	・事業箇所 54渓流 (うち概成 1渓流)																			
急傾斜地崩壊防止対策事業地	区域指定 63地区 (うち概成 52地区)	・事業箇所 16地区 (うち概成 1地区)																			
地すべり防止対策事業	区域指定 13地区 (うち概成 13地区)	・事業箇所 0地区 (うち概成 0地区)																			
今後の見通し	<p>1. ソフト対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、二巡目以降の基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の更新を行う</li> <li>・土砂災害ハザードマップ作成に対する技術的支援を実施することで区市町村が住民の防災意識を高める取組を後押</li> <li>・住民、自主防災組織に向けた出前講座の実施と区市町村防災担当者等に向けた講演会の実施</li> </ul> <p>2. ハード対策</p> <p>砂防事業は、時間と費用を要することから、避難所や要配慮者利用施設などの重要度や災害発生の危険度を考慮して、箇所ごとの緊急性を評価し、計画的に事業を実施する。急傾斜地崩壊対策事業は、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、区市町村の要望を受け、急傾斜地法に基づき事業を実施する。</p>																				
	問い合わせ先	建設局 河川部 計画課	電話 03-5320-5412																		